

(別添書類第 1 1 号)

配慮事項に係る措置を記載した書類

(別添書類第11号) 配慮事項に係る措置を記載した書類

本書類は、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第12号で規定される「その他国土交通省令で定める事項」であり、「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則」(平成12年総理府令第157号)第8条第8号に規定された「基本方針で定められた大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第6条第2項第3号に掲げる事項に係る措置(大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第7号に掲げる書類に記載された措置を除く)」を記載した書類である。

「大深度地下の公共的使用に関する基本方針」(平成13年4月3日閣議決定)及び「大深度地下の公共的使用におけるバリアフリー化の推進・アメニティー向上に関する指針」(平成17年7月)に定める以下の各項目について、本事業での対応を示す。

1. バリアフリー化の推進

本事業で整備するのは地下河川であり、一般有人施設ではなく、高齢者や身体障害者の利用も通常は想定されないことから、エスカレーターやエレベーターの整備、音声誘導等の特別な措置は講じない。

2. アメニティーの向上

本事業で整備するのは地下河川であり、通常、一般利用者がいないため、維持管理のための換気設備、照明設備を設置する程度とし、特段の措置を講じない。トンネル内への漏水に対しては、トンネル標準示方書[シールド工法編](平成26年8月、土木学会)、シールドトンネル設計・施工指針(平成21年2月、日本道路協会)に基づき、シールド材等の防水工を設置する。排水に関しては、寝屋川北部地下河川排水機場を設けるため、それ以外の特段の措置を講じない。

3. 文化財の保護

既存資料(大阪府地図情報システム)を確認したところ、事業に係る範囲において文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が確認された。

大深度区間は、地下40m以深をシールド工法により施工するものであり、事業に係る範囲における埋蔵文化財の取り扱いについて、大阪府教育庁と協議し、地表部から40m以深に埋蔵文化財や史跡等が存在する可能性はないこと確認している。

ただし、工事中、新たに埋蔵文化財等が発見された場合は、事業者として直ちに工事を中止し、関係機関と協議し、埋蔵文化財等の保護の為に必要な措置を行う。

3. 国有財産への影響

事業に係る範囲において、道路、河川等の国公有財産の存在が確認されたが、別添書類

第6号2.2(2)に示すように、事業に係る範囲における全体の地盤変位の傾向を把握するために実施した地盤変位解析において、施設を設置することによる地盤変位は許容値または管理値以下となることが予測されることから、国公有財産に対しても問題となるような影響はないと考えられる。